

## 平成 25 年度神石高原町人事行政の運営等の状況について (H26.4 一部改訂)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年神石高原町条例第 29 号）第 4 条の規定に基づき、平成 25 年度の神石高原町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 25 年 11 月  
神石高原町長 牧 野 雄 光

### 1 総括

職員の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません。（地方公務員法第 24 条第 1 項、第 3 項、第 6 項）

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (H25.3.31)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 人件費率 H23 年度
平成 24 年度	人 10,462	千円 10,937,544	千円 636,257	千円 1,667,633	% 15.2	% 15.5

- (注) 1 住民基本台帳年報調査表第 1 表市町村別人口（日本人 10,393 人、外国人 69 人）  
2 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。  
3 人件費には、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与及び共済費等を含んでいます。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成 24 年度	人 164	千円 647,275	千円 79,422	千円 232,513	千円 959,210	千円 5,849

(参考) 類似団体平均 (Ⅲ-0) 1 人当たり給与費 H24 年度	(参考) 1 人当たり 給与費 H23 年度
千円 5,572	千円 5,745

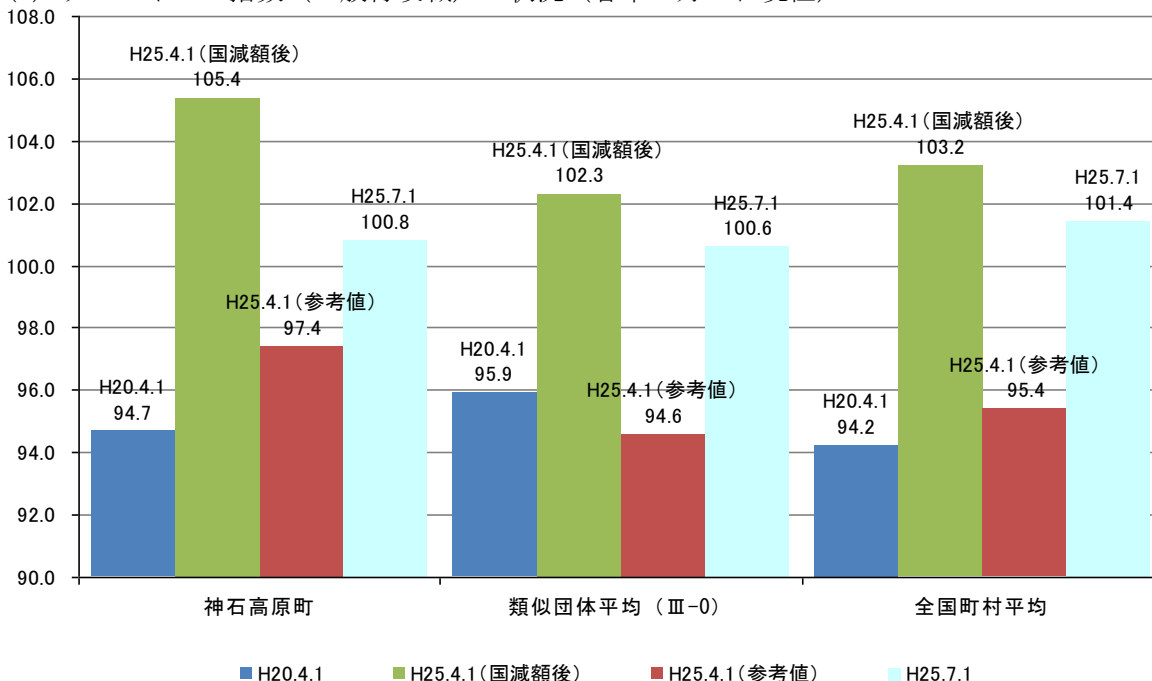
- (注) 1 給与費には、投資的経費で支出する人件費を含んでいます。  
2 職員手当に退職手当は含んでいません。  
3 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です。（公営事業会計部門 17 人を除く。）  
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれ、職員数には当該職員を含みません。（本町では、これに該当する職員はありません。）

(3) 特記事項  
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していな場合はその理由
実施	平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間
抑制済又は減額措置の内容	
<p>① 一般職 給料月額（勤務 1 時間当たりの給与額に反映。（期末手当，勤勉手当及び地域手当の額に反映しない。））</p> <p>ア 5，6 級 ▲ 5 %（課長，課長補佐等） イ 3，4 級 ▲ 4 %（係長，主任等） ウ 1，2 級 ▲ 3 %（主任主事，主事等）</p> <p>② 特別職 給料月額（期末手当の額に反映しない。）</p> <p>ア 町長 ▲ 7 % イ 副町長 ▲ 7 % ウ 教育長 ▲ 7 %</p> <p>・ラスパイレス指数の状況</p> <p>H25. 4. 1 ラスパイレス指数 105. 4（国減額後，町減額前の指数） H25. 4. 1 ラスパイレス指数（参考値）97. 4（国減額前，町減額前の指数） H25. 7. 1 ラスパイレス指数 100. 8（国減額後，町減額後の指数）</p>	

(その他)  
該当なし

(4) ラスパイレス指数（一般行政職）の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは，全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため，国の職員数（構成）を用いて，学歴や経験年数の差による影響を補正し，国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は，国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H25年4月1日現在)  
(給与特例条例による減額後の数値 (H25年7月1日現在))

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神石高原町	43.3歳	315,700円 (329,700円)	375,606円 (375,186円) ※	335,250円 (349,263円)
広島県	44.5歳	345,681円	435,921円	383,628円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	42.8歳	313,339円	355,207円	339,630円

※ 本町の平均給与月額において、給料減額後の額が大きくなっているのは、平成25年7月21日執行参議院議員通常選挙に係る事務について、時間外勤務等命令を行ったことによるものです。  
時間外勤務等手当を除いた場合の額は、次のとおりです。347,526円 (360,844円)

### ②技能労務職

区分	公務員				民間(参考)			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
神石高原町	54.2歳	341,400円 (355,600円)	361,584円 (373,417円)	349,717円 (363,917円)	調理士	43.9歳	232,200円	1.56 (1.61)
広島県	*	*	*	*	—	—	—	—
国	49.9歳	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
類似団体	49.9歳	288,856円	309,071円	301,974円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
神石高原町 (技能労務職)	5,842,008円 (5,984,004円)	3,083,400円	1.89 (1.94)

※ 民間データは、「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)において公表されている職種別の数値を3か年平均(平成22年度から平成24年度までの各年度の労働者数で加重平均)したものを基に計算しています。(地域:広島県, 職種:調理士)

※ 民間データの各年度(3か年平均前)の「平均給与月額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」であり、「年収ベース」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに、「年間賞与その他特別給与額」を加えた試算値です。

※ 公務員においては、臨時・非常勤等正規職員を含みませんが、賃金センサスは一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含まれています。また、技能労務職の職種と民間の対応する職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等において、完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」データは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

※ 広島県のデータは、対象職員数が1人又は2人となるため公表していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 ( )内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による削減前の額です。

(2) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		神石高原町	広島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円※1	176,278 円	163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円※2	142,462 円	133,418 円 (140,100 円)
技術労務職	大学卒	172,200 円※1	—	—
	高校卒	140,100 円※2	—	—

(注) 1 ※1 上級試験 ※2 初級試験により採用された場合の支給額です。  
2 ( ) 内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による削減前の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

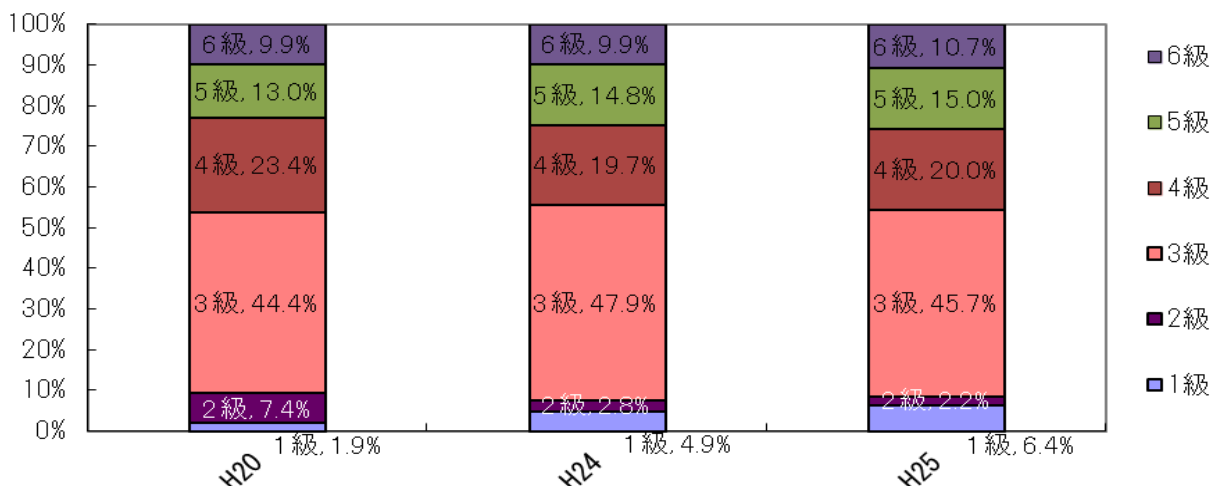
区 分		10～14 年	15～19 年	20～24 年	25～29 年	30～34 年
一般行政職	大学卒	276,900 円	314,200 円	357,900 円	396,700 円	413,100 円
	高校卒	251,700 円	290,600 円	320,400 円	365,100 円	384,400 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額(最高号給)
1 級	主事（保健師・保育士・調理師）	9 人	6.4 %	135,600 円	243,700 円 (93)
2 級	主任主事・主任技師（主任保健師・主任保育士・主任調理師）	3 人	2.2 %	185,800 円	307,800 円 (125)
3 級	主任（主任保健師・主任保育士・主任調理師）	64 人	45.7 %	222,900 円	354,700 円 (113)
4 級	係長・主査（保健師専門員・保育士専門員・調理師専門員）	28 人	20.0 %	261,900 円	388,300 円 (93)
5 級	課長補佐・室長・所長	21 人	15.0 %	289,200 円	400,600 円 (85)
6 級	支所長・課長・局長・調整監	15 人	10.7 %	320,600 円	422,600 円 (77)

(注) 1 神石高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していません。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

神石高原町	広島県	国
1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,388千円	1人当たり平均支給額 (平成24年度) 1,540千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤務期間による期間率は算定に用いていますが、成績率は用いず、一律で支給しています。

##### (2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

広島県市町総合事務組合に加入し、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しています。

神石高原町			広島県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額 24,012千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) (勸奨・定年) 3,134千円 26,463千円		
国					
(支給率)	自己都合	勸奨・定年			
勤続20年	23.03月分	28.7875月分			
勤続25年	32.83月分	38.955月分			
勤続35年	46.55月分	55.86月分			
最高限度額	55.86月分	55.86月分			
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当

支給実績 (平成24年度決算)		— 千円	
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度 (支給率)
広島市	6%	1人	10%

(注) 支給対象地域等は、平成25年4月1日現在の状況です。

本町における地域手当の支給 (給与条例改正)、平成25年4月1日から施行しました。

(4) 特殊勤務手当  
支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 24 年度決算）	19,980 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度決算）	122 千円
支給実績（平成 23 年度決算）	11,498 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 23 年度決算）	70 千円

(注) 金額は、地方財政状況調査の数値です。

(6) その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度 決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 24 年度 決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000 円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500 円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 1 人 (配偶者なし) 11,000 円</li> <li>・特定期間の加算 5,000 円</li> </ul>	同		18,332 千円	111,780 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅居住者（新築 5 年間） ※新たな認定は行わないが、既に認定を受けた者への経過措置として支給 2,500 円</li> <li>・借家，借間居住者（最高限度額） 27,000 円</li> </ul>	異	・自宅に係る住居手当廃止 (H21.12.1)	6,298 千円	38,402 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者（運賃等相当額）限度額（基本）なし</li> <li>・交通用具使用（通勤距離区分に応じ支給） 1,700 円～27,000 円の加算</li> </ul>	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者限度額 55,000 円</li> <li>・使用距離区分に応じ 2,000 円（片道 2km 以上）～ 24,500 円</li> </ul>	21,443 千円	130,750 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所長，本庁課長，局長等 40,000 円</li> <li>・支所課長，所長等 30,000 円</li> </ul>	異	・俸給表別，職務の級別，俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	11,179 千円	429,962 円
管理職員特別勤務手当	緊急時等特別勤務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回 4,000 円</li> <li>・ 6 時間を越える 6,000 円</li> </ul>	異	・職員区分，勤務時間に応じ 6,000 円～ 27,000 円	130 千円	5,000 円

(注) 職員 1 人当たりの額は職員数（1(2)164 人）で除した数値（管理職手当，管理職員特別勤務手当を除く。）です。

## 5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	697,000円 (648,210円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	611,000円 (568,230円)	792,300円/353,500円	
	教育長	569,000円 (529,170円)	657,400円/326,400円	
報 酬	議 長	285,000円 (275,000円)	326,000円/199,000円	
	副議長	235,000円 (230,000円)	269,000円/171,000円	
	常任委員長	225,000円 (220,000円)	—	
	議 員	215,000円 (210,000円)	250,000円/157,500円	
期 末 手 当	町 長 副町長 教 育 長	(平成24年度支給割合) 6月期 1.425月分 12月期 1.475月分 計 2.90月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成24年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.65月分 計 3.10月分		
退 職 手 当	町 長 副町長 教 育 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×乗率	(1期の手当額)	(支給時期) 任期满了時等
		乗率 町長5.0 副町長3.0 教育長2.5	町長 13,940千円 副町長 7,332千円 教育長 5,690千円	

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。  
2 ( ) 書きは、特例条例による減額後の数値です。（平成25年7月1日～平成26年3月31日）

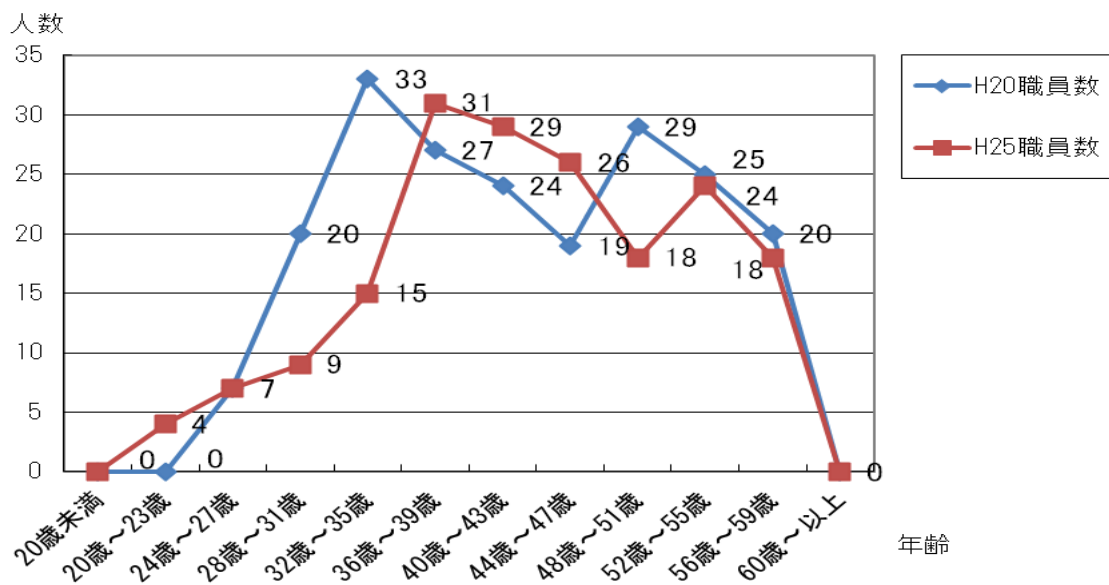
## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数 (人)		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由 等
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	—
		総 務	46	45	▲1
		税 務	10	10	—
		民 生	34	33	▲1
		衛 生	22	26	4
		労 働	—	—	—
		農林水産	22	22	—
		商 工	2	2	—
		土 木	8	8	—
	計	145	147	2	
	教育部門	19	19	—	
	小 計	164	166	2	
会計部門 公営企業等	公営企業 関係 業会計	水 道	3	2	▲1
		下 水 道	1	1	—
		計	4	3	▲1
	その他事業関係	13	12	▲1	
	小 計	17	15	▲2	
合 計		181 [226]	181 [226]	— [ — ]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
3 公営企業等会計部門のその他事業関係の数値は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の職員です。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	—	4	7	9	15	31	29	26	18	24	18	—	181

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部門別	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	過去8年間の増減数(率)
一般行政		186	176	169	165	164	154	146	145	147	▲39 (▲21.0%)
教育		23	21	24	23	18	18	18	19	19	▲4 (▲17.4%)
普通会計計		209	197	193	188	182	172	164	164	166	▲43 (▲20.6%)
公営企業等会計計		17	19	17	16	15	15	16	17	15	▲2 (▲11.8%)
総合計		226	216	210	204	197	187	180	181	181	▲45 (▲19.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。(ただし、教育長は除く。)

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成25年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況（平成24年度）※全職員

職員1人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
9.8時間

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成24年1月1日～平成24年12月31日）※全職員

職員1人当たりの平均取得日数	消化率
12.9日	33.1%

※1年（暦年）につき20日。年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。



## (4) 特別休暇等の概要 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

事由	期間
① 職員が選挙権その他公民権としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
② 職員が、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
③ 所轄庁の事務又は事業の運営上必要に基づく事務若しくは事業の全部若しくは一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)	必要と認められる期間
④ 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
④の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
⑤ 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における5日の範囲内の期間
⑥ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
⑦ 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
⑧ 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠満24週(第7月)から満35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠満36週(第10月)から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間
⑨ 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
⑩ 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間

事由	期間
⑪ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回)、それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用とする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回)、それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
⑫ 職員の扶養親族である中学校を卒業する年度末までの子の養育(学校行事・保護者会・予防接種等)又は看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校を卒業する年度末までの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
⑬ 休暇条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
⑭ 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における3日の範囲内の期間
⑮ 職員の親族(休暇規則別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
⑯ 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後町長が定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
⑰ 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて4日の範囲内の期間(育児短時間勤務にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める日数)
⑱ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
⑲ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
⑳ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
㉑ その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

※神石高原町職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(5) 育児休業の取得状況(平成24年度)

育児休業取得者	部分休業取得者
3人	0人

(注) 取得者数は年度内に新規取得した職員数です。うち、男性職員の取得者数0。

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（平成 24 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1	—	1
職に必要な的確性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
計	—	—	1	—	1

### (2) 懲戒処分者数（平成 24 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	—	—	—
職に必要な的確性を欠く場合	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 9 職員のサービスの状況

### (1) 公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数(人)		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第 2 条第 1 号	—	—	—	—
	一般地方独立行政法人 派遣法第 2 条第 2 号	—	—	—	—
	特別の法律で設立された法人 派遣法第 2 条第 3 号	—	—	—	—
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第 2 条第 4 号	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—
退職派遣	特定法人 派遣法第 10 条	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

### (2) 営利企業等の従事許可の状況（平成 25 年 8 月 1 日現在）

区 分	人数等	備 考
許可人数	延べ17人	自治振興会役員（14），農業団体役員（2），地縁団体（1）

※地方公務員法第 38 条の規定によるもの。

## 10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

#### ①研修に関する基本方針の策定

策定の有無	策定期期
有	平成 22 年 4 月

#### ②研修の実施状況

研修の種類	研修数	H24 年度受講者数	H23 年度受講者数
一般研修（指名研修）	4	14 人	21 人
特別研修（選択研修）等	7	8 人	15 人
海外研修	1	1 人	1 人

(注) ひろしま自治人材開発機構等における研修の状況

### (2) 勤務評定の状況（平成 24 年度）

策定の有無	導入時期	被評定者数
無	平成 18 年 12 月（試行）	22 人

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理体制（平成 24 年度）

区分	選任事業所数
衛生管理者	1
産業医	1
衛生委員会	1

### (2) 職員の福利厚生事業の状況（平成 24 年度）

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立し実施しなければなりません。（地方公務員法第 42 条）

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡及び災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって、広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。このほか、職員は、財団法人広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

#### ① 広島県市町村職員共済組合

ア 組合員は、臨時職員を除く町職員で、組合員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 184 人です。

#### イ 事業の概要

##### (ア) 短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行っています。（保健給付、休業給付、災害給付及び附加給付）

##### (イ) 長期給付事業

組合員の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行っています。

##### (ウ) 福祉事業

組合員とその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診断などの健康の保持増進事業、福利厚生事業、貸付事業、貯金事業、物資事業などを行っています。（短期人間ドック健診一部助成、共済一般健診、健康講座、保養所利用助成など）

#### ウ 掛金率及び負担金率等

共済組合の 3 つの事業に必要な費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、その割合と率は、次のとおりです。

## (7) 割合 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

費用区分		掛 金	負担金
短期給付事業	短 期 分	50%	50%
	介 護 分	50%	50%
長期給付事業	共 済 年 金	50%	50%
	国民年金(基礎年金)	25%	75%
福 祉 事 業		50%	50%

## (4) 掛金と負担金の率 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

(単位：千分率)

費用区分	組合員区分	給与区分	掛 金	負担金	合 計	
短期給付	一般組合員 (一般職)	給料	59.5	59.5	119.0	
		期末手当等	47.6	47.6	95.2	
	市町村長・特別職組合員	給料	47.6	47.6	95.2	
		期末手当等	47.6	47.6	95.2	
	市町村長長期組合員	給料	1.52	1.52	3.04	
		期末手当等	1.52	1.52	3.04	
	介護分	一般組合員 (一般職)	給料	6.25	6.25	12.5
			期末手当等	5.0	5.0	10.0
		市町村長・特別職組合員	給料	5.0	5.0	10.0
			期末手当等	5.0	5.0	10.0
長期給付	一般組合員 (一般職)	給料	4~8月	101.35	146.85	248.2
			9~3月	103.5625	149.0625	252.625
		期末手当等	4~8月	81.08	117.48	198.56
			9~3月	82.85	119.25	202.1
	市町村長・特別職組合員, 市町村長長期組合員	給料	4~8月	81.08	117.48	198.56
			9~3月	82.85	119.25	202.1
		期末手当等	4~8月	81.08	117.48	198.56
			9~3月	82.85	119.25	202.1
福祉事業	一般組合員 (一般職)	給料	1.5	1.5	3.0	
		期末手当等	1.2	1.2	2.4	
	市町村長・特別職組合員, 市町村長長期組合員	給料	1.2	1.2	2.4	
		期末手当等	1.2	1.2	2.4	

## (7) 掛金及び負担金の額 (平成 24 年度)

掛金は 152,733 千円で、負担金は 239,795 千円です。

## (エ) 事業等の見直し

平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期給付の掛金・負担金率の引き上げ (平成 24 年 4 月～)</li> <li>・長期給付の掛金・負担金率の引上げ (平成 24 年 9 月～)</li> </ul>
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期給付の掛金・負担金率の引上げ (平成 25 年 9 月～)</li> <li>・入院附加金の廃止 (平成 25 年 4 月 1 日以降診療分～)</li> <li>・災害見舞金附加金・結婚手当金の廃止 (平成 25 年 4 月～)</li> </ul>

## ② 一般財団法人広島県市町村職員共済互助会

ア 会員は、臨時職員を除く町職員で、会員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 184 人です。

## イ 事業の概要

## (7) 福利厚生事業

会員及びその家族の健康づくりに役立つ事業を行っています。(スポーツ行事、スポーツ・文化施設等利用料等助成、健康増進事業助成など)

## (4) 積立年金事業

経済的な備えを目的とした積立年金事業を行っています。

## (7) 公益事業

公立図書館に図書寄付を行っています。

## ウ 掛金率及び負担金率等

福利厚生事業に必要な費用は、会員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、その割合と率は、次のとおりです。

(ア) 掛金と負担金の率（平成 25 年 4 月 1 日現在）（単位：千分率）

会員区分	掛 金	負担金
一 般 会 員	0.625	0.625
特 別 会 員	0.5	0.5

(イ) 掛金及び負担金の額（平成 24 年度）

掛金は 448 千円で、負担金は 449 千円です。

(ウ) 事業等の見直し

平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・保養所利用助成を共済組合へ移行して実施することとし、助成額及び対象者の見直し</li><li>・健康記念品の配付、通信講座助成、長期勤続者旅行助成及び施設等利用助成の廃止</li><li>・健康増進事業の助成額の見直し</li></ul>
----------	--

③ その他（職員福利厚生費）

②イ(ア)における健康増進事業を実施した際、町が助成した額は 139 千円です。

(3) 公務災害の認定状況（平成 24 年度）

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います。（地方公務員法第 45 条第 1 項）具体的には、地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害	通勤災害	計
1	—	1

## 12 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務の委託

地方公務員法第 7 条第 4 項の規定により広島県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。

(2) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況（平成 24 年度）

①勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

②不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

③その他

・職員団体の登録

登録団体名：自治労神石高原町職員労働組合

・管理職員等の範囲の指定

## 13 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため公表していません。

(2) 農業集落排水事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため公表していません。